

告 示

埼玉県告示第六百五十七号

大規模小売店舗立地法（平成十年法律第九十一号）第六条第一項の規定による届出の概要等について、同条第三項において準用する同法第五条第三項の規定により公告し、及び当該届出等を次のとおり縦覧に供する。

平成二十五年五月十四日

埼玉県知事 上 田 清 司

一 届出の概要等

イ 大規模小売店舗の名称及び所在地

川口センター

埼玉県川口市栄町三丁目四番十八号

ロ 変更の概要

大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあつては代表者の氏名

（変更前）株式会社コモディイダ 代表取締役 松澤志一

東京都北区滝野川七丁目二十七番十四号

株式会社ヴィ・ディーエフ・サンロイヤル

代表取締役 兵頭和典

東京都千代田区岩本町三丁目十番一号

株式会社ビツクテン 代表取締役 笠間隆往

北海道札幌市中央区南二条西二十四丁目一 二十八

株式会社大創産業 代表取締役 矢野博文

広島県東広島市西条町大字吉行字向一番地の六十

（変更後）株式会社コモディイダ 代表取締役 松澤志一

東京都北区滝野川七丁目二十七番十四号

株式会社大創産業 代表取締役 矢野博文

広島県東広島市西条町大字吉行字向一番地の六十

株式会社明文堂プランナー 代表取締役 清水満

富山県下新川郡朝日町沼保九百九 二

八 変更年月日

平成十六年九月三十日外

二 届出年月日

平成二十五年四月二十六日

二 縦覧期間

平成二十五年五月十四日から平成二十五年九月十七日まで

三 縦覧場所

埼玉県産業労働部商業・サービス産業支援課

埼玉県南部地域振興センター

四 意見書の提出

大規模小売店舗立地法第八条第二項の規定により、当該大規模小売店舗の周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、県に対し、意見書の提出により、これを述べることができる。

イ 意見書提出期間

平成二十五年五月十四日から平成二十五年九月十七日まで

ロ 意見書提出先

埼玉県産業労働部商業・サービス産業支援課